

陳 情	受 理 番 号	149	受 理 年 月 日	令和2年9月10日	付 託 委員会	都市建設 環境
件 名	飼い主のいない猫（野良猫）の対策に関する陳情					

飼い主のいない猫(野良猫)の対策に関する陳情

(理由・背景)

那覇市においては、平成25年度より犬猫の収容数が毎年減少し、その取り組みの成果をご報告されています。当団体においても、那覇市での殺処分が減ることを当然望み、飼い主のいない猫（「野良猫」以下同じ）に関わる苦情などによる駆除目的の引き取り拒否は今後も続けていただきたいと考えております。残念ながら、市中には至るところに飼い主のいない猫が溢れており、当団体においても微力ながら、自治会等をはじめとした市民の皆様の理解と協力を得ながら、全国の関連団体や他市町村と連携してTNR活動（捕獲し、不妊去勢手術をし、元いた場所へ戻す）を行って参りました。また、那覇市民の皆様より、飼い主のいない猫に関わるご相談においても、できる範囲ではありますが対応して参りました。

しかしながら、当団体に関わる中においても住民同士のトラブルは絶えず、市の担当者と話し合いを重ねましたが、現状については以下のおりであると承知していますので、情報を提供させて頂くと同時にご協力をお願いしたいと思います。

那覇市内において、市作成の「無責任な餌やりはしないでください」という文言のチラシが街中に掲示されています。また、那覇市の広報紙「なは市民のとも9月号」においても同様の文言が記載されています。「無責任」とは具体的にどのような行為でしょうか。野良猫に給餌する行為は、責任を問われることなのでしょうか。現法律では、給餌そのものは、罰せられる行為でもなく、給餌者に責任があるとの文言はどこにも記載されていません。

「不適正な給餌をやめさせたい」「糞尿被害を何とかして欲しい」「猫が増えて欲しくない」という理由で「無責任な餌やりはしないでください」という言葉を使い、表面的な対応で問題解決しようとしているように感じます。そして、この無責任という言葉を用いることにより、様々な問題が発生しているのです。「無責任」という言葉の真意を読み取らず、「給餌はしてはいけない」「給餌する人が野良猫問題の責任を取らなければいけない」「給餌する人が、猫を増やしている」など、勝手な解釈をし、これにより、不妊去勢手術を終え、適正な給餌をし、迷惑とならないよう適切に周辺清掃を行っているにも関わらず、給餌者と給餌行為を嫌う人（苦情者）とのトラブルが絶えません。

某地域では、自治会等コミュニティが希薄のため、当団体とボランティアが数年かけて地域と対話を重ね、TNR活動を実施することができました。そのような活動の中、適正な給餌していようが、増えない対策を取っていようが全く関係なく、給餌者が吊し上げられる状態となり、問題を解決するどころか、昨今の那覇市の対応よりトラブルを誘発しています。野良猫に関わる問題は、「給餌者排除」では、根本的解決にはならないと私たちは考えています。

平成25年の動物愛護法の改正により、終生飼養の趣旨に照らして相当の理由がない場合に所有者からの引取りが拒否できる規定が設けられました。そして、同法の附帯決議により、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう各地方自治体を指導することの決議が盛り込まれました。那覇市においても飼い主のいない猫の引き取りを原則拒否の運用を行っていると思っております。問題を解決するためには、猫を好きになれということではなく、市民の皆様には現状を知ってもらい、課題を解決するための方法をご理解していただくしかありません。

それらを踏まえた上で、最善の方法として、飼い主のいない猫を命あるものとし、これ以上増えないために、「不妊去勢手術」をすること。さらに苦情を減らすために「適正な給餌、糞尿被害対策、給餌後の清掃」をすることで、周辺の環境を改善できることが先進都市の事例からも承知いただいていると思っております。

我々を含め一部の者だけが立ち上がって解決できる問題ではありません。地域の問題の一つと捉え取り組む必要性があります。市の担当者は「地域に問題を押し付けるのは強引」だとおっしゃられていましたが、一部の人（給餌者）に問題を押し付けるのも同じく強引ではないのでしょうか。誰が悪いと犯人探しをしたところで、解決にもならず、より住みづらい地域になるだけではないのでしょうか。

行政には野良猫を命ある存在とし、住民同士のトラブルに苦情者の話のみに耳を傾けず、中立な立場を持って対応していただき、那覇市が掲げている「人も動物も共生するまちづくり」を目指していると思っております。

つきましては、下記のことについて、那覇市及び議員の皆様方に至急取り組んで頂きますようよろしくお願い申し上げます。

以上

記

1. 無責任な餌やりについての「無責任」を明確にすること
2. 管理ができていない状態での餌やりについての「管理」について明確にすること。
3. 給餌行為を単に禁止するのではなく、餌やりのマナーを明確にすること。
4. マナーを守った餌やりをしているにも関わらず苦情が出た場合には、苦情者へ飼い主のいない猫 対策について理解いただけるように説明を行うこと。
5. 広報紙等に掲載している文言「無責任な餌やりをやめましょう」の文言から「マナーを守った餌やりをしましょう」へ変更すること。
6. 飼い主のいない猫対策について、明確に周知広報をおこなうこと